

事務連絡  
令和7年1月27日

各都道府県衛生・交通主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課  
医療経理室  
国土交通省総合政策局地域交通課  
モビリティサービス推進課

医療施設等設備整備費補助金により取得したへき地患者輸送車（艇）の  
住民利用に関する取扱い及びへき地患者輸送車（艇）運行支援事業の  
共同委託に係る取扱いについて

平素より厚生労働行政及び国土交通行政の推進に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、国土交通省において、関係省庁の連携の下、デジタルを活用しつつ、交通の  
リ・デザインと地域の社会的課題解決を一体的に推進するため、「デジタル田園都市  
国家構想実現会議」の下に「地域の公共交通リ・デザイン実現会議」（議長：国土交  
通大臣）を立ち上げ、関係する12の府省庁が参画し、これまで6回にわたり議論して  
まいりました。

地域の公共交通リ・デザイン実現会議においては、移動手段の維持・確保に係る課  
題には、公共交通事業者だけで取り組むのではなく、地域のあらゆる関係者が連携  
し、利便性・生産性・持続可能性の高い地域交通への再構築を実現する必要があると  
の認識の下、多様な関係者の連携・協働の推進に向けた環境整備のための方策につ  
いて、とりまとめられています。

この中で、地域の移動手段の確保は、住民の豊かな暮らしの実現や地域の社会経  
済活動に不可欠であることから、へき地の患者を医療機関まで輸送することによ  
り、へき地における住民の医療を確保することを目的として実施しているへき地患  
者輸送車（艇）に関する国庫補助事業についても、へき地患者輸送車の空き時間活  
用や便乗、共同委託の取扱いを明確化することとされています。

以上のことから、今般、それぞれの国庫補助における取扱いについて、下記の通  
り周知します。

また、貴管下関係市区町村に対する周知についても、併せてお願いします。

（参考）地域の公共交通リ・デザイン実現会議（国土交通省HP）

[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei\\_transport\\_tk\\_000211.html](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000211.html)

記

## 1. 医療施設等設備整備費補助金により取得したへき地患者輸送車（艇）の住民利用に関する取扱いについて

へき地患者輸送車（艇）整備事業については、平成8年5月10日付け健政発第441号厚生省健康政策局長通知の別添「へき地保健医療対策実施要綱」（以下「実施要綱」という。）及び昭和54年7月27日付け厚生省発医第117号厚生事務次官通知の別添「医療施設等設備整備費補助金交付要綱」により実施しているところ。

へき地における地域住民の生活交通の確保に資することを目的とした、へき地患者輸送車（艇）の有効利用による地域住民の輸送の取扱いについては、「医療施設等設備整備費補助金により取得したへき地患者輸送車（艇）の住民利用に関する取扱いについて」（平成12年3月31日付け健政発第415号厚生労働省健康政策局長通知）の別添「へき地患者輸送車（艇）の住民利用に関する承認要領」

（以下「承認要領」という。）においてその取扱いを示したところであるので、更なる活用のため、別添の通り今般改めて周知する。

なお、承認要領のうち、「厚生大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と、「陸運支局」とあるのは「運輸支局」と、「道路運送法（昭和26年法律第183号）第80号ただし書」とあるのは「道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2号」と、「陸運支局長」とあるのは「運輸支局長」と、「道路運送法第88条及び同法施行令（昭和26年政令第250号）第4条」とあるのは「道路運送法第88条第2項及び第3項並びに同法施行令（昭和26年政令第250号）第4条第6項及び第7項」と、「運輸大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「許可を得るものとする」とあるのは「行う登録を受けるものとする」と、「運輸省」とあるのは「国土交通省」と、「海運監理部」とあるのは「運輸監理部」と、読み替えるものとする。

また、「6 その他（留意事項）」（3）の末尾に、以下の文言を追加する。

「なお、当該運行経費が、ガソリン代等の実費（※）を超えない場合、道路運送法に基づく許可又は登録は不要である。

（※）運送（前後の回送を含む。）に必要なガソリン等の燃料代、道路通行料、駐車場料金、保険料及び当該運送を行うために発生した車両借料（レンタカー代）」

## 2. へき地患者輸送車（艇）運行支援事業の共同委託について

へき地患者輸送車（艇）運行支援事業については、実施要綱及び平成23年3月31日付け厚生労働省発医政0331第31号厚生労働事務次官通知の別添「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」により実施しているところ。

当該事業の実施にあたっては従来から、へき地患者輸送車（艇）の運行業務について複数の主体が一の交通事業者等に共同して委託することが可能であったところ、業務の効率化及び地域交通の持続性向上の観点から、共同委託を更に活用いただきたい。

なお、補助金の申請にあたっては一の補助事業者から行っていただく必要があり、共同委託を行うこと、またその内容について、申請書類から読み取れるようにしていただく必要があるので、その点留意されたい。

## へき地患者輸送車（艇）の住民利用に関する承認要領

### 1 通 則

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定によるへき地患者輸送車（艇）の住民利用に係る厚生大臣の承認については、この承認要領に定めるところによる。

### 2 定 義

- (1) この承認要領において「へき地患者輸送車（艇）」とは医療施設等設備整備費補助金（へき地患者輸送車（艇）整備事業）で整備したへき地患者輸送車（艇）をいう。
- (2) この承認要領において、「住民利用」とは、バス等の交通機関のない地域又は交通機関の運行回数が著しく少ないことにより交通機関の利用が著しく困難となっている地域（以下「交通機関のない地域等」という。）の住民のため、へき地患者輸送車（艇）を「へき地の患者を最寄医療機関まで輸送する」以外の目的で運行し、又は便乗により利用することをいう。

### 3 承認手続

- (1) 都道府県又は市町村がへき地患者輸送車（艇）を住民利用に供しようとするときは、都道府県知事又は市町村の長は、様式1により承認申請（届出）書を作成し、様式2により作成した利用計画書及びその他必要な資料を添え、都道府県にあっては直接、また、市町村にあっては都道府県を経由の上、厚生大臣に提出するものとする。
- (2) 都道府県又は市町村がへき地患者輸送車（艇）を住民利用に供することを目的に（1）に定める承認申請（届出）書等の提出がなされた場合、厚生大臣は、次に定める全ての要件に該当すると認められるときは承認を与えることができる。
  - ア へき地患者輸送車（艇）を利用するへき地の患者の輸送に支障のないこと。
  - イ 安全面で万全を期するよう配慮されていること。
  - ウ 交通機関のない地域等の住民に係る運行であること。
  - エ へき地患者の輸送先である最寄医療機関の長が、住民利用に供することを差し支えないと認めたものであること。
- (3) へき地患者輸送車（艇）を無償で住民利用に供しようとする場合は、（1）に定める承認申請（届出）書等の提出をもって、住民利用に係る厚生大臣の承認があったものとみなす。

### 4 へき地患者輸送車（艇）を更新する場合

住民利用について厚生大臣が承認したへき地患者輸送車（艇）を医療施設等設備整備費補助金（へき地患者輸送車（艇）整備事業）により更新する場合は、3

の規定にかかわらず、当該補助金の交付決定をもって、更新されるへき地患者輸送車（艇）の住民利用に係る厚生大臣の承認があったものとみなす。

#### 5 へき地患者輸送車（艇）の住民利用の中止及び承認の取り消し等

(1) 厚生大臣の承認を受けたへき地患者輸送車（艇）の住民利用を中止しようとするときは、都道府県知事にあつては直接、また、市町村の長にあつては都道府県を經由の上、厚生大臣にその旨報告するものとする。

なお、厚生大臣に中止の報告がなされた場合、へき地患者輸送車（艇）の住民利用に係る厚生大臣の承認は取り消されたものとする。

(2) 厚生大臣の承認を受けたへき地患者輸送車（艇）の住民利用に係る利用計画を変更（軽微な変更は除く）しようとするときの手続きは、3に規定する承認手続に準じて行うものとする。

(3) 厚生大臣の承認を受けたへき地患者輸送車（艇）の住民利用について、厚生大臣は、利用計画どおりの運用がなされていないと認めるときは、へき地患者輸送車（艇）の住民利用に係る承認を取り消すことができる。

#### 6 その他（留意事項）

(1) 都道府県又は市町村がへき地患者輸送車を住民利用に供しようとするときは、都道府県知事又は市町村の長は、あらかじめ陸運支局と打ち合わせを行うものとする。

また、都道府県又は市町村がへき地患者輸送車を有償で住民利用に供しようとするときは、都道府県知事又は市町村の長は、住民利用に係る厚生大臣の承認があった後に、道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条ただし書の規定による陸運支局長（この事務は、道路運送法第88条及び同法施行令（昭和26年政令第250号）第4条の規定に基づき運輸大臣から陸運支局長に権限が委任されている。）の許可を得るものとする。

(2) 都道府県又は市町村がへき地患者輸送艇を住民利用に供しようとするときは、都道府県知事又は市町村の長は、あらかじめ運輸省の所轄の地方運輸局（海運監理部を含む。）と打ち合わせを行い、住民利用に係る厚生大臣の承認があった後に、海上運送法（昭和24年法律第187号）に定める必要な手続をとるものとする。

(3) 都道府県又は市町村がへき地患者輸送車（艇）を有償で住民利用に供する場合、住民利用に関する運賃を定めるに当たっては、住民利用に係る総収入の額が住民利用に要する運行経費の額を超えることのないように留意しなければならない。

(4) へき地患者輸送車（艇）の住民利用以外の利用等の取り扱いについては、従前のおり、へき地保健医療対策実施要綱及び医療施設等設備整備費補助金交付要綱の規定によるものとする。